

住宅向け太陽光発電設備等 普及促進事業費補助金

令和
8年度

住宅に
太陽光発電を
設置したら

太陽光パネル

7万円/kW(最大35万円)補助!



V2H

15万円補助!

●電気自動車等を蓄電池として利用可能!



蓄電池

15万円補助!

●停電時も安心!

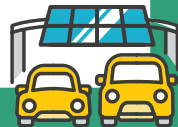


カーポートへの設置・瓦屋根への設置

カーポートへの設置 **10万円補助!**

瓦屋根への設置 **10万円補助!**

●県内住宅の特徴にあわせたパネル設置へ追加支援!



締切

※それぞれ予算の上限に達した場合は、締切前でも受付を終了する場合があります

太陽光パネル、カーポート、瓦屋根、蓄電池(太陽光パネルと同時に設置する場合)

申請 令和8年 12月28日(月)

報告 令和9年 1月29日(金)

V2H、蓄電池(太陽光パネルがすでに設置されている場合)

申請 令和9年 1月29日(金)

報告 令和9年 3月31日(水)

補助対象 自ら居住する石川県内の住宅への対象設備の設置

主な要件

太陽光パネル

- 余剰電力の売電契約として北陸電力の「かんたん固定単価プラン」に加入すること
- 発電電力量の30%以上を自家消費すること
- FIT/FIP制度の認定を取得しないこと

V2H

- 太陽光パネルと同時に設置、または太陽光パネルをすでに設置済みであること
- 国の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」の補助対象設備であること

蓄電池

- 太陽光パネルと同時に設置、または太陽光パネルをすでに設置済みであること
- 5kWh以上の設備であること

※本補助金は「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」を活用し、実施するものです。

設置会社と契約をする前に

- 1 県に補助金申請を行います
- 2 県から「交付決定通知」が送付されます
- 3 設置会社との契約・施工
- 4 設置完了後、県に報告を行います
- 5 県から「額の確定通知」が送付されます
- 6 県に⑤の金額の請求書を提出します

補助金が指定口座に振り込まれます

補助金の申請から交付までの流れ

売電した電力量に応じて「いしかわトチポ」を進呈!

売電された余剰電力は、石川県内の重要伝統的建造物群保存地区(東山ひがし、主計町)の脱炭素化に活用します。

※県内のドラッグストア・スーパー・飲食店などで使えるポイント

その他の要件や申請方法など、詳しくは県ホームページをご覧ください

石川県カーボンニュートラル推進課
tel.076-225-1527

E-mail cn3@pref.ishikawa.lg.jp
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

ホームページはコチラ

